

川越市グリーンツーリズム拠点施設条例施行規則（案）の概要について

令和4年8月

産業観光部農政課

1 制定の趣旨

本市は、農のある生活を楽しむ場の提供による市民の健康的でゆとりのある生活の実現及び農業関係者に対する研修等の場の提供によるその資質の向上に資するとともに、グリーンツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、川越市グリーンツーリズム拠点施設条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

令和4年11月に予定している川越市グリーンツーリズム拠点施設（農業ふれあいセンター等）のリニューアルオープンに向け、休館日や利用時間等、条例の施行に関して必要な事項を定めるため、川越市グリーンツーリズム条例施行規則（以下「規則」といいます。）を制定しようとするものです。

2 規則（案）の主な内容

規則（案）に定める主な内容は、次のとおりです。

(1) 休館日及び利用時間に関する事項

川越市グリーンツーリズム拠点施設を利用することができる日や時間について定めようとするものです。

(2) 条例別表第2の規則で定める利用時間の区分に関する事項

条例別表第2の規則で定める農業ふれあいセンターの施設の利用時間の区分を以下の表のとおりとしようとするものです。

| 時間の区分 | 利用時間 |
|-------|--------------------|
| 午前 | 午前9時から正午まで |
| 午後1 | 午後1時から午後3時まで |
| 午後2 | 午後3時15分から午後5時15分まで |
| 夜間 | 午後5時30分から午後9時まで |
| 午前・午後 | 午前9時から午後5時まで |
| 午後・夜間 | 午後1時から午後9時まで |
| 1日 | 午前9時から午後9時まで |

(3) 利用手続き等に関する事項

川越市グリーンツーリズム拠点施設の利用に関して、許可の申請や利用許可、利用の変更等に関する手続き及び申請書等の様式について定めようとするものです。

3 規則（案）の施行期日

条例の施行の日とする予定です。